

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 農業委員会の必置基準面積の算定方法の見直し

農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法について、市街化区域（生産緑地地区を除く。）内の農地面積を算定から除外するものとする。（第三条第五項関係）

第二 農業委員会の活動の重点化

農業委員会が法令業務以外で行う業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務等に重点化を図ること。（第六条第二項関係）

第三 選挙委員の下限定数の条例への委任

選挙による委員の下限定数を廃止し、市町村の条例に委任するものとする。（第七条第一項関係）

第四 選任委員の選出方法の見直し

一 選任による委員のうち団体の推薦に係る委員について、その推薦主体に土地改良区を追加するとともに、団体の組合員も委員として推薦することができるものとする。（第十二条第一号関係）

二 選任による委員のうち議会の推薦に係る委員の定数の上限を五人から四人に引き下げる。

(第十二条第二号関係)

第五 選挙委員の解任方法の見直し

選挙による委員のうち特定の者を対象にその解任を請求することができるものとする。

(第十四条第一項及び第四項関係)

第六 農業委員会の部会設置の弾力化

一 選挙による委員の定数が二十一人以上である農業委員会においては、農地部会を任意で設置することができるとともに、複数の農地部会を設置することができるものとする。(第十九条第一項関係)

二 農業委員会は、選挙による委員の定数に関わらず農地部会以外の部会を設置することができるものとする。(第十九条第三項関係)

第七 その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

